

65歳以上の知的障害者の状態像とサービス利用状況に関する研究

—市区町村悉皆調査の結果より—

○ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 相馬 大祐 (6655)

大村 美保 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・6979)

キーワード：高齢知的障害者、市区町村悉皆調査、介護保険サービスと障害福祉サービス

1. 研究目的

平成 12 (2000) 年に旧厚生省における「知的障害者の高齢化対応検討会」の報告書が出された頃から、高齢知的障害者の支援について興味関心が高まり始めた。この検討会では知的障害者の高齢化に向けての方針が示されているだけであり、その実態については、昭和 62 (1987) 年、平成 12 (2000) 年、平成 13 年 (2001) 年に報告されている。しかし、これらの実態調査の対象は入所者に限定されており、高齢知的障害者の全体像については、人数、性別の内訳等基礎的なことさえ、把握出来ていないのが現状である。

また、高齢知的障害者のサービス利用については、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」が厚生労働省より通知されており、原則、介護保険が優先とされているが、一律、介護保険優先ではなく、市区町村には障害当事者へ聞き取ること、適切に判断することが求められている。このため、65歳以上の知的障害者のサービス利用については、各市区町村の裁量に任せられているが、その実態については一部の地域の事例報告が行われているに過ぎない。

そこで、障害福祉サービスの入所施設以外で生活する高齢知的障害者の実態と利用しているサービスの状況等を明らかにすることを目的とした調査を実施した。なお、本研究では、高齢知的障害者を 65歳以上の知的障害者と定義した。

2. 研究の視点および方法

福島第一原子力発電所の事故に配慮し、自治体機能を移している福島県 7 町村については本調査の対象から除外し、1,735 市区町村を対象とした。具体的には、平成 24 (2012) 年 8 月 8 日から 9 月 7 日に郵送にて発送・回収を行った。また、調査の回答が確認できていない市区町村に対しては、11 月 5 日から 12 月 7 日に再度調査票を発送し、回収を行った。

調査は 2 種類の調査票を用いて実施した。1 つ目の調査票は、①療育手帳所持者数、②65 歳以上の療育手帳所持者数、③高齢知的障害者の障害福祉サービスと介護保険サービスの併給事例の有無、④障害福祉サービスと介護保険サービスの運用に関しての現状、工夫している点、課題、⑤65 歳以上の療育手帳所持者について話し合っていること等で構成した。2 つ目の調査票は、自治体で把握している 65 歳以上の療育手帳者の個別情報 (年齢、障害程度区分、利用している福祉サービス等) を記入できる個票形式とした。

その結果、1,198の市区町村から回答があり、回収率は69.0%であった。そのうち1,051市区町村から30,462人の65歳以上の知的障害者の個別情報(調査票2)を得た。

3. 倫理的配慮

国立のぞみの園が設置する調査研究倫理審査委員会において審議され、承認を得た上で実施した。報告に際しては、市区町村が特定されないように配慮した。

4. 研究結果

本調査の結果から、65歳以上の療育手帳所持者数は38,748人で、その割合は5.7%であることが分かった。平成23(2011)年度福祉行政報告例の結果では、療育手帳所持者数は878,502人であり、本調査から分かった65歳以上の療育手帳所持者の割合から推計すると約5万人が65歳以上であると推計される。

全年齢の知的障害者と高齢知的障害者の性別、障害程度等を比較した結果、全年齢の知的障害者は男性が多く、知的障害は中軽度が多い傾向にあるのに対し、高齢知的障害者は女性が多く、知的障害は重度・最重度が多い傾向にあった。また、一般の高齢者の年齢分布と比較すると、75歳以上の後期高齢者の割合が知的障害者には少ない傾向にあった。

高齢知的障害者の居住の場を18歳以上の知的障害者と比較した場合、高齢知的障害者は障害者支援施設や精神科病院等で生活している割合が多い傾向にあった。このことから、高齢化によって、自宅で生活し続けることが困難となり、居住の場を施設や病院に移している知的障害者が存在していると推測された。

高齢知的障害者が利用するサービスの市区町村の判断としては、自由記述の回答から、介護保険サービス優先、障害福祉サービス優先、事例毎に判断、本人の利用意向優先の4点にまとめられた。また、高齢知的障害者の障害福祉サービスと介護保険サービスの併給事例の有無について市区町村毎に確認した結果、併給を現在実施していると回答した市区町村数は381で、その割合は31.8%であった。この併給実施の状況を人口規模別に比較すると、人口規模が大きくなるに比例して併給を実施している市区町村の割合が多くなっており、人口3万人以上の市区町村では約3割、10万人以上では約6割の市区町村が併給を実施していることが分かった。

5. 考察

介護保険サービスと障害福祉サービスの双方が対象となる高齢知的障害者本人の利用意向の判断については、苦慮している市区町村の実態も明らかになった。地域自立支援協議会での取組や関係機関との連携を行っている市区町村のノウハウの共有化が求められる。

なお、本報告は平成24年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業)「地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作製」の成果の一部である。